

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部改正について
(案)

平成11年 月 日
原子力委員会決定

1. 保障措置の強化・効率化のための規定の整備

保障措置は、原子力活動が厳に平和目的に限り行われていることを確保するための手段として、国際的な核不拡散体制の維持及び安定に極めて重要な役割を果たしてきている。したがって、我が国の原子力研究開発利用を今後とも着実に推進していくためには、国際原子力機関（IAEA）の保障措置を適切に受け入れ、我が国の活動が平和目的に限られていることについて引き続き国際的な信頼を得ていくことが必要である。

国際的な核不拡散体制のより一層の安定に資するために、IAEA保障措置の強化・効率化方策の検討が進められ、平成9年5月にIAEAにおいて、保障措置協定の追加議定書のモデルが策定された。各国は順次、追加議定書の署名等を進めている状況にあり、我が国政府も、昨年12月4日に署名を行ったところである。今後、この追加議定書の内容を速やかに履行していくため、IAEAに提供すべき情報の確保や立入に関する措置を講じていくことが必要であるとともに、現行の保障措置協定下での効率化方策についても一層の推進を図っていくことが必要である。なお、国際的な核不拡散の強化の観点からは、この追加議定書の方策について、関係する全ての国において実施されることが重要である。

また、国内の原子力の研究開発利用の進展に伴い、保障措置に係る業務が増大傾向にあることから、保障措置関連業務を、より効果的かつ効率的に実施することが必要となっている。このため、我が国における保障措置の経験の蓄積を踏まえて、専門的能力を有する民間機関を活用することにより、保障措置業務の効率化及び充実を図っていくことが必要である。

このため、今般、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部改正を行い、我が国が追加議定書の内容を履行するとともに、我が国における保障措置業務を適切に実施するための措置を講じることが適当である。

2. 使用済燃料の発電所敷地外における貯蔵のための規定の整備

我が国において発生する使用済燃料については、再処理により回収されるプルトニウム等をリサイクルし、利用することを基本としており、それまでの間、適切に貯蔵管理することとしている。使用済燃料の管理について、当委員会は、平成9年1月31日、原子力発電量の増加、再処理施設の再処理能力等を勘案し、今後は使用済燃料の貯蔵量が増加するとの見通しを踏まえ、従来からの発電所敷地内での貯蔵に加えて、発電所敷地外における貯蔵についての検討が必要である旨の決定を行った。これを受けて、政府は、同年2月4日に、発電所外の施設における使用済燃料の貯蔵について検討することを閣議了解した。

その後、関係省庁及び事業者において、本件貯蔵に係る種々の検討が行われてきており、その状況については、当委員会として適宜聴取し、審議を行ってきたところである。今後は、事業者における本件貯蔵の具体化に向けた作業を一層円滑に進められるよう、今後、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部改正を行い、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規制を整備することが適当である。

なお、使用済燃料の貯蔵の事業に係る原子力損害を賠償の対象に加えるよう「原子力損害の賠償に関する法律」を改正することが適当である。